



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス
代表社員・社会保険労務士 今井 洋一

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-10-16
中目黒ウイングビル6F
Tel:(03)3791-1181
ご相談は info@sr-iplus.co.jp



- 近年は「健康経営」という言葉が話題になりつつあります。喫煙所の分煙やリラクゼーションスペースの設置という環境整備も良いのですが、そもそも、安全衛生法で定められている「健康診断」について、いまいちど復習してみようと思います。

そもそも「健康診断」とは？

「会社の健康診断」と聞けば「年に1回」のイメージが強いですが、いろいろな健康診断が義務付けられています。

一般健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時健康診断（常時使用する労働者を雇い入れる際に行う健康診断） ・ 定期健康診断（常時使用する労働者に対して、1年に1回行う健康診断） ・ 特定業務従事者の健康診断（有害業務に従事する者が6か月に1回行う健康診断） ・ 海外派遣労働者の健康診断（本邦外の地域に6か月以上派遣しようとする際の健康診断）
特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害業務従事中の健康診断 ・ 有害業務従事後の健康診断 ・ 歯科医師による健康診断
その他健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時健康診断 ・ 自発的な健康診断



- 次回以降に、対象者、健診項目などを、おさらいしていきたいと思います。今月は4月の入社シーズンに向け、今回は「雇入れ時健康診断」について掘り下げてみます。

雇入れ時健康診断

そもそも「雇入れ時健康診断」とは

- 会社は「**常時使用する労働者**」を雇い入れたときは、労働者に対し健康診断を行う義務を負っています。ただし、医師による健康診断を受けてから3か月以内に入社しその者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合には、その診断項目については省略することができます。

「契約社員」や「出勤日数の多いアルバイト」は、「常時使用する労働者」に含まれるのか？

- 常時使用する労働者とは、期間の定めのない労働契約によって使用される者のほか、期間の定めのある労働契約によって使用される労働者であって、**1年以上使用されることが予定される者も含まれます。**（一定の有害業務に従事する場合には6か月）
- アルバイトなどの短時間労働者であっても、**1週間の所定労働時間が、その事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上である場合**には、常時使用する労働者に含まれます。（平成19年10月1日基発第1001016号）

いつまでに健康診断を受診させなければならないのか？

- 「雇入れ時」とは、雇い入れの直前または直後を指していますので、入社前に受診させることのほか、入社直後に受診させることも可能です。ただし、「入社後1か月以内に受診させなければならない」など受診期限については具体的に決まりはありません。

健康診断の費用や、健診中の賃金は払わないといけないのか？

- 健康診断の費用については、「法で事業者健康診断の実施義務を課している以上、当然事業主が負担すべきものである」と通達が出ています。（昭和47年9月18日日基発第602号）しかし、業務と直接関連のない一般の健康診断であれば健診に係る時間についての賃金は労使で協議して決めれば良いことになっています。

こちらのページでは、法改正など「お知らせ」に関する情報をお届けします。



平成29年度の各種保険料率の改定について

平成29年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます

- 協会けんぽの保険料率は3月分から9.91%(東京都)に改定されます(3月分までは9.96%)

※上記は全額分の料率です。会社と被保険者として折半になります。健康組合加入の事業所様は料率が異なります。いつのお給料天引き分から変更するかは会社の計算方法によります。

- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者は、全国一律の介護保険料率(1.65%)が加わります。

平成29年度の「雇用保険料率」は引き下げの見込みです

- 平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案を国会に提出しました。

- 仮に、法律案の内容が修正されず国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は表のとおりとなります。

平成29年度の雇用保険料率 (法律案が国会で成立した場合)

事業の種類	負担者		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②雇用保険料率
	①労働者負担(失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

～ 今月のおすすめ ～

大根と手羽元の煮物

【50文字で言うと…】

大根を切ってチンしている間に手羽元を鍋で炒めて、少し色が変わったら大根を投入し味付け。

【材料】

大根 3分の1～半分
手羽元 適当に2～3本

【調味料】

酒・みりん 各大さじ1
醤油 大さじ2
顆粒だし なければないでよい
サラダ油かゴマ油(炒め用)

【薬味】

お好みで七味などどうぞ

【もうちょっと詳しく】

弱火～中火の鍋を熱し、少々サラダ油で手羽元を炒めます。(鍋肌にめっちゃくっつくけど気にせず)大根は好きな大きさに切って電子レンジで4分温めます。終わったら鍋に合流させ、ひたるぐらいの水を入れ、調味料をすべて投入し中火で煮立ったら弱火にして柔らかくなるまで煮る。一度冷ますと味がしみますよ♪

明日の方がおいしいのは知ってますが食べてしまう・・・(^o^)

ビール好き女子担当
のゆるゆるちょっと
おつまみ。



こちらは30分ほど煮たもの。

★おすすめ書籍のご紹介★

コーチングから生まれた熱いビジネスチームをつくる4つのタイプ

鈴木 義幸 著



チームをまとめたり、部下を指導するためのコミュニケーションにおいては、相手を理解し、相手に受け止めやすい形で伝えていくことが求められます。

この本では、CSIというコーチングのコミュニケーションスタイルによる人間を4つのタイプ(コントローラー・プロモーター・サポーター・アナライザー)に分けることができるとした上で、タイプ別に適切なコミュニケーション方法を説明しています。

- ◆ コントローラー：人も場をも支配しようとする
- ◆ プロモーター：注目こそがやる気の源
- ◆ サポーター：人間関係が何より大事
- ◆ アナライザー：冷静沈着慎重派

コントローラーは、人からコントロールされることが一番嫌いなタイプで、統率力やリーダーシップに優れており、中小企業の社長様に非常に多いタイプです。ちなみに、弊社代表はプロモーターだそうです(〜)



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-iplus.co.jp
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://sr-iplus.co.jp/>

引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただきます！
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、お手数ですがご連絡をお願い申し上げます。

YouTube はじめました「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください